

社会福祉法人三愛 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人三愛(以下「法人」という)の定款第21条及び8条に規定する役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、定款第15条1項に基づき置かれる理事及び監事いう。
- (2)非常勤役員とは、役員の内、常勤役員以外の者をいう。
- (3)評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (4)役員等とは理事、監事及び評議員をいう。
- (5)報酬等とは、その名目の如何を問わず、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 法人の役員等に対し、役員等の職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1)非常勤役員 報酬
- (2)評議員 報酬

2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額及びその算定方法)

第4条 法人の全理事の各年度の報酬等の総額は、3,000千円以内とする。

2 法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、150千円以内とする。

3 非常勤役員の報酬の額は、下記表に定める額とする。

4 評議員の報酬の額は、下記表に定める額とする。

非常勤役員の報酬

役員名	業務内容	報酬額
理事長	理事長の職務の遂行	200千円/月額
理事	理事会等会議の出席	15千円/回
監事	理事会等会議の出席	15千円/回
	有資格者(公認会計士・税理士等)の場合、加算支給	30千円/毎年6月
評議員	評議員会等会議の出席	15千円/回

(報酬等の支給の方法)

第5条 報酬等は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める時期において、当該各号に定める方法により支給する。

- (1)理事長の職務に係る月額報酬は毎月25日(営業日に該当しない場合はその前日)に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支給する。
- (2)会議への出席に係る報酬は当月月末に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支給する。
- (3)財務識見を要する職務の対価として加算支給する監事の報酬は毎年6月25日(営業日に該当しない場合はその前日)に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第四十五条の三十五第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

附則

この規程は、平成24年 12月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 11月 24日から改定し、施行する。

この規程は、平成30年 3月 27日から改定し、施行する。

この規程は、平成31年 3月 26日から改定し、施行する。

この規程は、令和7年6月 21日から改定し、施行する。